

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	農業委員会事務局
委 託 業 務 名	耕作放棄地地図データ作成業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	農地法30条第1項の規定に基づき実施する農地利用状況調査業務の効率化を図るため、一筆の農地ごとに衛星データを用いた耕作状況のAI判定を実施し、耕作放棄地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地を区分けした地図データの作成業務
契 約 期 間	令和6年5月1日 から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年5月1日
契 約 金 額	1,100,000 円
契約の相手方	〔所在地〕 兵庫県丹波市氷上町常楽725-1 〔名 称〕 サグリ 株式会社 代表取締役 坪井 俊輔
契約相手方の選定理由	衛星データと実際の遊休農地判定データをAIに学習させて耕作放棄地率を解析させていることから、利用を重ねることで過去の判定データを活用することが可能となり、AI学習機能でより精度の高い判定結果を得られるが、過去の判定解析データをAI判定に活用できるのは当該選定事業者のみであるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。